

# 地球温暖化対策計画の策定

- 平成27年11月30日～12月13日のフランス・パリにて開催されたCOP21において、全ての国が参加する2020年以降の温室効果ガス排出削減等のための新たな国際枠組みとして、パリ協定が採択された。
- 地球温暖化対策の推進に関する法律及び「パリ協定を踏まえた地球温暖化対策の取組方針について」（平成27年12月22日 地球温暖化対策推進本部決定）に基づき、**2030年度までを計画期間とする地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るための地球温暖化対策計画を本年5月13日に閣議決定。**
- 国土交通省は、**住宅・建築物の省エネ化、自動車単体対策**等個々の対策に加え、**低炭素まちづくりの推進**等、計画に掲げられた個別施策の目標達成に向けて多様な施策展開に取り組むこととしている。

計画における2030年度のCO2等排出削減目標  
2013年度比▲26.0%（2005年度比▲25.4%）

エネルギー起源二酸化炭素の各部門の排出量の目安  
[単位：百万トン]

	2030年度の 排出量の目安	2013年度 (2005年度)	(参考) 削減率
産業部門	401	429 (457)	▲6.5%
業務その他部門	168	279 (239)	▲39.9%
家庭部門	122	201 (180)	▲39.3%
運輸部門	163	225 (240)	▲27.6%
エネルギー 転換部門	73	101 (104)	▲27.7%
合計	927	1,235 (1,219)	▲24.9%

※温室効果ガスには、上記エネルギー起源CO2のほかに、非エネルギー起源CO2、一酸化二窒素、メタン等があり、これらを含めた温室効果ガス全体の削減目標が▲26.0%

(右記以外の国土交通省の取組)

## ○ 低炭素まちづくりの推進 (分野横断的な施策)

- 建設機械からのCO2排出量の削減（産業部門）
- 小水力発電設備の設置等（エネルギー転換部門）
- 下水汚泥焼却施設における燃焼の高度化等（一酸化二窒素）
- 都市緑化等の推進（吸収源対策）等

## 地球温暖化対策計画における国土交通省の取組例

### ○ 建築物の省エネ化

新築建築物の**省エネ基準適合義務の推進**、既存建築物の**改修**等

- ・ 新築建築物（床面積2,000㎡以上）における省エネ基準適合率  
【2013年度】93% → 【2030年度】100%
- ・ 省エネ基準を満たす建築物ストックの割合  
【2013年度】23% → 【2030年度】39%

- 下水道における省エネ・創エネ対策の推進
- ヒートアイランド対策による熱環境改善を通じた都市の低炭素化



### ○ 住宅の省エネ化

新築住宅の**省エネ基準適合の推進**、既存住宅の**改修**等

- ・ 新築住宅の省エネ基準適合化率  
【2013年度】52% → 【2030年度】100%
- ・ 省エネ基準を満たす住宅ストックの割合  
【2013年度】6% → 【2030年度】30%

### ○ 次世代自動車の普及、燃費改善

世界最高レベルの**燃費性能の実現**や**次世代自動車の導入支援**等

- ・ 平均保有燃費 【2013年度】14.6km/L → 【2030年度】24.8km/L
- ・ 新車販売台数に占める次世代自動車の割合 【2013年度】23.2% → 【2030年度】50～70%

- 交通流対策の推進、
- 公共交通機関の利用促進、
- 物流の効率化・モーダルシフト、
- 鉄道・船舶・航空のエネルギー消費効率の向上



FCバス



超小型モビリティ



CNGトラック